

財団法人骨髄移植推進財団 委員会規程

制 定	平成 8年3月28日
第1次改正	平成 9年1月16日
第2次改正	平成 9年3月17日
第3次改正	平成13年3月31日
第4次改正	平成14年3月26日
第5次改正	平成15年3月28日
第6次改正	平成15年7月26日
第7次改正	平成17年4月23日
第8次改正	平成19年5月17日
第9次改正	平成21年2月18日

(設 置)

第1条 財団法人骨髄移植推進財団寄附行為(以下「寄附行為」という。)第4条に規定する財団法人骨髄移植推進財団(以下「財団」という。)の事業を達成するために必要な委員会を理事会の承認を得て設置する。

(種別及び定数)

第2条 委員会は、諮問委員会と特別諮問委員会の2種とし、委員会ごとの定数は、理事長が定める。

- 2 委員会に、特定又は専門的事項を審議させるため、部会、小委員会又は専門委員会(以下「部会等」という。)を置くことができる。
- 3 部会等の設置並びに部会ごとの定数は、理事長が定める。

(審議事項)

第3条 諮問委員会は、寄附行為第4条に規定する事業について理事長の諮問を受けた事項の審議を行う。

- 2 特別諮問委員会は、諮問委員会では対処し難い特別な事項を審議する。

(答申等)

第4条 委員会は、審議事項について、次の行為を行う。

- (1) 理事長の諮問事項に対する答申
- (2) 理事長に対する意見具申
- (3) その他委員会の審議事項を審議するために必要な調査等

(構 成)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。但し、委員会の運営上必要あるときは、副委員長を置くことができる。

- 2 部会等は、部会等の長及び委員長の指名を受けた委員等をもって構成する。

(諮問委員会、特別諮問委員会)

第6条 財団に次の諮問委員会を置く。

- (1) ドナー安全委員会
 - (2) 医療委員会
 - (3) 事業評価委員会
 - (4) 倫理委員会
 - (5) 広報推進委員会
- 2 財団に次の特別諮問委員会を置く。
- (1) H L A 委員会
 - (2) P B S C T に関する委員会
 - (3) データ・試料管理委員会

(諮問委員会委員の選任等)

第 7 条 諮問委員会及び特別諮問委員会の委員は、理事長が選任する。

- 2 委員長は、理事長が指名する。副委員長は、委員長が指名する。

(任 期)

第 8 条 委員の任期は、役員の任期と同じとする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により、選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(招 集)

第 9 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長が、Eメール又はFAXにより意見を求める必要があると判断した場合は、電子会議として委員会を臨時開催することができる。

(開催及び定足数)

第 1 0 条 委員会は、予算の範囲内において随時開催することができる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 前条第 2 項で開催する電子会議は、期日までに意見表明した委員をもって出席者とみなす。

(書面表決)

第 1 1 条 やむを得ない理由のため出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって意見の具申があり、又は、出席委員に表決を委任した場合はその委員は出席したものとみなす。

(議決及び議事録作成)

第 1 2 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。また、電子会議における可否同数の場合においても委員長の決するところとする。

- 2 委員会は、原則として公開とする。但し、個人情報を保護する必要がある事項又は情報管理上問題のある事項を審議する場合はこれを非公開とすることができる。
- 3 委員長は、議事録作成、保管の責に任ずる。また委員会が非公開の場合は議事録の公表、利用については理事長の承認を得なければならない。

(答 申)

第 1 3 条 委員長は、理事長から諮問された事項について、委員会で審議し、その結果を速やかに理事長に答申しなければならない。また、審議の過程で報告すべき事項がある場合には、速

やかに理事長に報告しなければならない。

(経費の支弁)

第14条 委員会に出席した委員には、財団旅費規程等に基づき、費用を支弁する。

(規程の変更)

第15条 この規程は、常任理事会の承認を得なければ変更することができない。

(細則)

第16条 この規程に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 企画管理委員会規程、中央調整委員会規程、財務委員会規程及び普及広報委員会規程は、この規程の施行の日をもって廃止する。
- 3 この規程により選任される当初の委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。